

令和2年7月1日

共同研究における間接経費（産官学連携推進経費）の見直しについて

国立大学法人京都大学

理事 阿 曾 沼 慎 司

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より、京都大学の学術研究及び産学連携活動の推進に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、京都大学では共同研究における間接経費（産官学連携推進経費）の取扱いを変更することといたしました。

このことについては、平成28年度に文部科学省及び経済産業省により開催されたイノベーション促進産学官対話会議において「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」が策定され、大学と産業界における「組織 対 組織」の「本格的な共同研究」が期待される一方で、大型の共同研究を進めれば進めるほど、こうした管理的経費の不足が高じてしまい、大学の経営に悪影響を及ぼす可能性が否めないとの分析がなされております。

京都大学においても共同研究の実施に当たっては、直接研究に要する経費のほかに知的財産権の管理や契約相談等の法務業務等に要する経費として、直接経費の10%を相手先企業様にご負担いただいておりますが、「この他の施設等維持管理費、光熱水料、プロジェクトの管理的な業務を行うための教職員人件費等」については、本学が負担している状況にありました。

それらの必要経費について改めて試算を行った結果、共同研究の実施に当たって必要となる管理的経費は、全体として直接経費の概ね30%以上となりました。

つきましては、現在、直接経費の10%を標準と定めております間接経費（産官学連携推進経費）の率を、30%以上へ改定のうえ、令和3年4月1日以降に開始する新たな共同研究から、別紙のとおりご負担をお願いすることになりました。また、令和3年3月31日以前におきましても、本改定の趣旨にご賛同いただけましたら、同様に30%以上のご負担とさせていただきますたく存じます。

これにより、京都大学はさらなる産官学連携活動の推進・充実だけでなく、財源の多様化等の様々な経営改革を通じて財政基盤の強化を図ることで、本学の安定的かつ自律的な経営基盤の構築に取り組んで参りますので、何卒ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

共同研究における間接経費（産官学連携経費）見直しのお知らせ

**令和3年4月1日以降に開始する共同研究における
間接経費（産官学連携経費）を改正しました。**

（１）間接経費（産官学連携推進経費）割合の引き上げについて

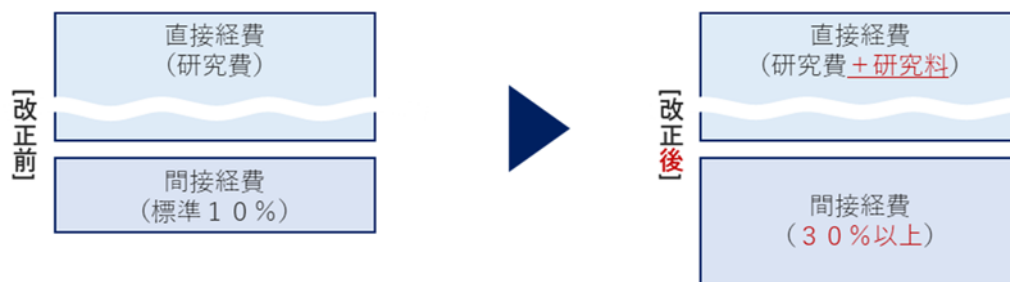
直接経費に対する間接経費（産官学連携推進経費）の負担割合を以下のように引き上げすることといたしました。

改正前：１０％ → 改正後：３０％以上

（２）直接経費の定義の変更について

直接経費（間接経費の算出対象）の定義を「共同研究遂行に直接必要な経費及び研究料※」にいたしました。

※研究料とは、本学に共同研究員を派遣する場合に納付いただく本学の受入料のこと。



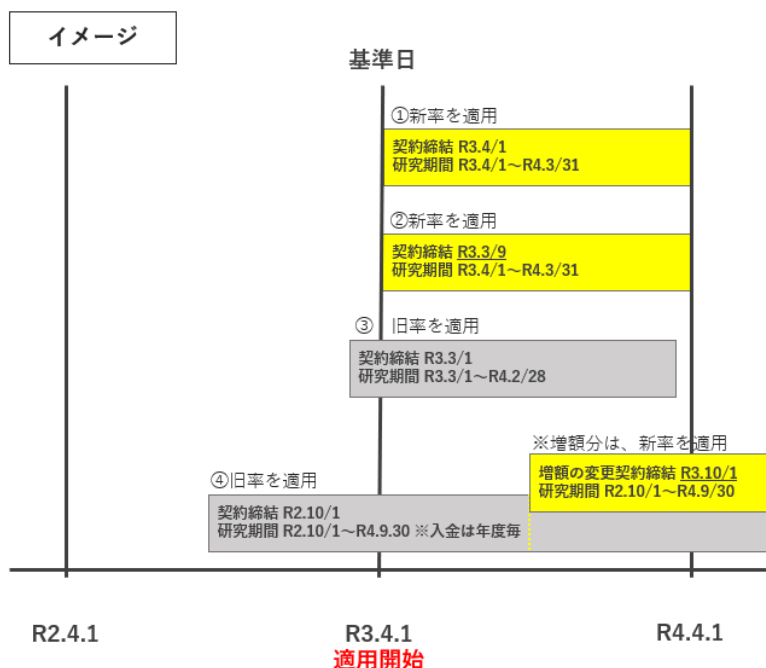
（３）改正の適用対象について

令和3年4月1日から開始する共同研究について、適用を開始いたします。

[留意点]

- ・既に契約済みのもの（複数年契約等）や、期間延長、メンバー変更のみの変更契約は、適用対象外（旧率等の適用）とします。
- ・R3.4.1以降の増額の変更契約については、増額部分のみを適用対象とします。

※R3.3.31以前の契約についても、本改定の趣旨にご賛同いただければ幸いです。



本件問い合わせ先

京都大学 研究推進部 産官学連携課 産業・地域連携掛（安藤・大西）

TEL: 075-753-9183, MAIL: sanren-sanchi@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp